

令和6年3月定例会

福祉常任委員会

令和6年3月8日

## 福祉常任委員会

開催日	令和6年3月8日
時間	午前9時30分～午後2時44分
場所	委員会室
出席議員	浅妻 奈々子、久野 茂、高橋 哲生 岡山 克彦、小崎 進一、土本 千亜紀 (伊藤 嘉起議長)
欠席議員	山内 徳彦
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 河口企画部長 岩田総務部長 加藤健康福祉部長 石黒教育部長 飯田総務部次長兼財産管理課長 辻総務部次長兼収納課長 吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長 古川健康福祉部次長兼健康推進課長 岡田人事秘書課長 林企画政策課長 服部財政課長 鈴木社会福祉課長 寺社下高齢福祉課長 瀬尾学校教育課長 岡田社会福祉課課長補佐 石田高齢福祉課課長補佐 幸村子育て支援課課長補佐 高山子育て支援課課長補佐 高木健康推進課課長補佐 坂下健康推進課課長補佐 宮田社会福祉課係長
関係職員	後藤議会事務局長 鹿島議会事務局次長兼議事調査課長 炭竈議事調査課係長
議案又は協議事項	1. 福祉常任委員会付託案件
備考	



( 時に午前 9時30分 開会 )

福祉常任委員会副委員長 (浅妻 奈々子君)

ただいまから福祉常任委員会を再開します。

山内委員長が病気のため欠席していますので、私が代わって委員長の職務を行います。

今日は、福祉常任委員会に付託された議案等のうち、健康福祉部所管分について審査に入るわけですが、質疑者あるいは答弁者は、必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから質疑あるいは答弁に入っていただくようお願いいたします。

最初に、議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案の健康福祉部所管分について、説明をお願いします。

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長 (古川 伊都子君)

健康推進課長の古川でございます。よろしくようお願いいたします。

議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案について、福祉常任委員会健康福祉部所管分の歳入を、私のほうから一括して御説明いたします。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にしていただき、令和6年度一般会計特別会計予算書及び説明書の7ページを御覧ください。

第3表地方債、起債の目的の2段目、社会福祉施設整備事業、限度額6,900万円は、清洲総合福祉センターのエレベーター改修工事です。

3段目、保育所整備事業、限度額3,400万円は、花水木保育園の空調設備改修工事に充てるものです。

4段目、清洲保健センター解体事業、限度額7,900万円です。

次に、起債の方法です。

起債の方法は、それぞれ普通貸借又は証券発行です。

次に、利率です。

利率は、それぞれ4%以内です。

最後に、償還の方法です。

償還の方法は、政府資金及び県資金については、その融資条件によります。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによります。

18、19ページを御覧ください。

4 段目、13 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金、本年度1 億5,481 万2,000 円、1 節社会福祉費負担金と2 節児童福祉費負担金です。

2 目衛生費負担金、本年度2,440 万円、1 節保健衛生費負担金のうち、健康福祉部所管は、説明欄の1 行目、未熟児養育費負担金131 万4,000 円です。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生費使用料、本年度151 万4,000 円、1 節社会福祉使用料と2 節児童福祉使用料です。

20、21 ページを御覧ください。

8 目教育使用料、本年度2,291 万6,000 円、1 節幼稚園使用料です。

22、23 ページを御覧ください。

2 段目、15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、本年度35 億1,797 万6,000 円、1 節社会福祉費負担金のうち、健康福祉部所管は、説明欄の1 行目、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金と5 行目、低所得者保険料軽減負担金から障害児施設措置費（給付費等）負担金までと、2 節児童福祉費負担金と3 節生活保護費負担金です。

2 目衛生費国庫負担金、本年度297 万3,000 円、1 節保健衛生費負担金です。

3 目教育費国庫負担金、本年度4,456 万3,000 円、1 節教育総務費負担金です。

2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、本年度1 億6,565 万3,000 円、1 節社会福祉費補助金から、24、25 ページを御覧ください。3 節生活保護費補助金までです。

3 目衛生費国庫補助金、本年度5,590 万7,000 円、1 節保健衛生費補助金です。

6 目教育費国庫補助金、本年度1 億562 万8,000 円、1 節教育総務費補助金と4 節幼稚園費補助金です。

3 項国庫委託金、2 目民生費委託金、本年度1,228 万2,000 円、2 節児童福祉費委託金です。

26、27 ページを御覧ください。

16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、本年度12 億6,560 万7,000 円、1 節社会福祉費負担金のうち、健康福祉部所管は、説明欄の1 行目、民生児童委員活動費負担金502 万円と5 行目、低所得者保険料軽減負担金1,190 万8,000 円と7 行目、障害者自立支援給付費負担金から障害児施設措置費（給付費等）負担金までと、2 節児童福祉費負担金と3 節生活保護費負担金までです。

2 目衛生費県負担金、本年度122 万8,000 円、1 節保健衛生費負担金です。

3目教育費負担金、本年度2,228万1,000円、1節教育総務費負担金です。

2項県補助金、2目民生費県補助金、本年度4億7,737万3,000円、1節社会福祉費補助金のうち、健康福祉部所管は、説明欄、高齢者地域福祉推進事業費補助金から8行目、介護保険事業費補助金と10行目、地域医療介護総合確保基金事業補助金と2節児童福祉費補助金です。

28、29ページを御覧ください。

3目衛生費県補助金、本年度2,295万5,000円、1節保健衛生費補助金のうち、健康福祉部所管は、説明欄の1行目、地域子ども・子育て支援事業費補助金からがん患者アピアランスケア支援事業費補助金までです。

8目教育費県補助金、本年度3,003万円、1節教育総務費補助金のうち、健康福祉部所管は、説明欄の一番下の私立幼稚園授業料等軽減補助金62万円と3節幼稚園費補助金です。

30、31ページを御覧ください。

3項県委託金、2目民生費委託金、本年度5万1,000円、1節社会福祉費委託金と2節児童福祉費委託金です。

32、33ページを御覧ください。

3段目、18款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金、本年度1,000円の窓口計上、1節社会福祉費寄附金です。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度23億1,619万6,000円、1節基金繰入金のうち、健康福祉部所管は、説明欄の4行目、福祉基金繰入金2,000万円と6行目、森林環境整備等基金繰入金です。

なお、森林整備等基金繰入金については、400万円のうち100万円を星の宮保育園整備費に充てるものです。

34、35ページを御覧ください。

5段目、21款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、本年度1億2,322万3,000円、1節貸付金元利収入のうち、健康福祉部所管は、説明欄の3行目、災害援護資金貸付金収入1,622万3,000円です。

36、37ページを御覧ください。

5項雑入、2目雑入、本年度8億2,312万5,000円、3節民生費雑入と、38、39ページを御覧ください。4節衛生費雑入のうち、健康福祉部所管は、説明欄の1行目の成人健康

診査等受診者負担金 3 2 7 万 2, 0 0 0 円と 2 行目、看護実習生等委託金 4 万 2, 0 0 0 円と一番下の雑入 1, 0 0 0 円と、9 節教育費雑入のうち、健康福祉部所管は、説明欄の 4 行目の預かり保育おやつ代 3 4 万円です。

4 0、4 1 ページを御覧ください。

2 段目、2 2 款市債、1 項市債、2 目民生債、本年度 1 億 3 0 0 万円、1 節社会福祉債と 2 節児童福祉債です。

3 目衛生債、本年度 7, 9 0 0 万円、1 節保健衛生債です。

令和 6 年度一般会計歳入予算健康福祉部所管分につきましては、以上でございます。

続きまして、一般会計歳出予算については、各担当課長より御説明させていただきます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

歳出となります。5 4、5 5 ページを御覧ください。

社会福祉課所管分です。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、本年度 2 7 億 1, 7 5 3 万 2, 0 0 0 円、1 節報酬から 2 7 節繰出金までです。

主なものは、避難行動要支援者対策費 9 1 6 万 7, 0 0 0 円で、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の個別避難計画を作成、また、計画を管理するためのシステム改修をするものです。

地域福祉計画策定費 5 8 1 万 1, 0 0 0 円で、令和 7 年度を始期とする地域福祉計画を策定するものです。

社会福祉協議会運営費補助金 4, 8 5 7 万円で、社会福祉協議会を運営するための支援を行うものです。

説明欄、上から 2 つ目の見出し、社会福祉費から一番下の見出し、社会福祉協議会費までと、5 6、5 7 ページを御覧ください。1 行目の社会福祉協議会事業費補助金と 3 つ目の見出し、介護保険特別会計繰出金につきましては、高齢福祉課所管分です。

2 目障害者福祉費、本年度 2 7 億 1, 1 9 9 万 2, 0 0 0 円、1 節報酬から 1 9 節扶助費までです。主なものは、訓練等給付費 7 億 7, 5 6 3 万円で、障害のある方の一般就労に向けた支援

を行うための費用です。

58、59ページを御覧ください。

3つ目の見出し、障害児通所支援費までです。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下でございます。よろしくお願いたします。

高齢福祉課所管分になります。同じく58、59ページを御覧ください。

3目高齢福祉費、本年度1億9,030万2,000円、7節報償費から19節扶助費までです。

下から6行目の後期高齢者健康診査費の4,003万3,000円は、保険年金課所管分になります。

主なものは、上から3行目、成年後見支援センター運営費1,007万3,000円、上から7行目、特別養護老人ホーム建設費助成費5,481万4,000円です。

下から5行目の後期高齢者疾病予防費14万6,000円は、健康推進課所管分、その下、後期高齢者フレイル予防費7万円は、高齢福祉課所管分です。

愛知県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、高齢者の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に行うための新規事業として計上しております。

60、61ページを御覧ください。

5目社会福祉施設費、本年度2億1,572万円、1節報酬から17節備品購入費までです。また、説明欄、上から4行目、清洲総合福祉センター費は、社会福祉課所管分になります。

主なものは、清洲総合福祉センター整備費7,606万6,000円で清洲総合福祉センターのエレベーター改修工事と、春日老人福祉センター整備費2,145万円で非常用自家発電設備の改修費になります。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長、吉野でございます。

引き続き組織機構改革により、令和6年度から児童保育課及びこども家庭課所管となります歳出について、御説明させていただきます。

同じく60、61ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度25億8,397万4,000円、1節報酬から19節扶助費まで、62、63ページの説明欄13行目、児童手当支給費までです。

主なものは、こども家庭センター費では、令和6年4月に設置及び事業を始めますこども家庭センター運営費、令和7年度を始期とする第3期子ども・子育て支援事業計画策定費、子ども・子育て支援費では、認定こども園等に対する施設型給付費や病児保育費です。児童手当費では、事務費と児童手当支給費です。

2目母子福祉費、本年度2億5,386万9,000円、1節報酬から19節扶助費までです。

主なものは、母子福祉費では、母子家庭などの生活支援や自立に向けた支援などの各種事業費、遺児手当費、児童扶養手当費です。

3目保育所費、本年度18億7,997万6,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金まで、64、65ページの説明欄の中之切保育園整備費までです。

主なものは、市内公立保育園12園の運営に関する経費です。

保育園管理費では、保育施設を良好に維持するための費用、保育園事業費では、季節ごとの各種年間行事などに係る事業費です。また、保育所整備費では、花水木保育園の空調設備改修工事などです。

4目児童館費、本年度3億3,241万9,000円、1節報酬から、66、67ページを御覧いただき、18節負担金、補助及び交付金までです。

主なものは、市内8児童館などの運営に関する経費です。児童館管理費では、施設の光熱水費や修繕費等の管理費、児童館事業費では、各児童館での各種年間行事などに係る事業費です。また、児童館整備では、令和7年度に実施予定の星の宮児童センターの大規模改修に係る実施設計委託料です。

5目児童福祉施設費、本年度4,237万2,000円、1節報酬から17節備品購入費までです。親子通園施設費では、郵送料等の事務費及び施設の光熱水費や修繕費などの管理費、各種年間行事の事業費です。

6目子育て支援センター費、本年度4,850万3,000円、1節報酬から、68、69ペ

ージを御覧いただき、18節負担金、補助及び交付金までです。

主なものは、市内4つの子育て支援センターの運営に関する経費です。

子育て支援センター管理費では、施設の光熱水費や修繕費など、子育て支援センター事業費では、各種年間行事の事業費になります。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川でございます。

健康推進課所管分について、御説明いたします。

70、71ページを御覧ください。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

すみません。失礼しました。

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

ページ68、69ページ、お願いいたします。

2段目でございます。3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度6,094万4,000円、2節給料から22節償還金、利子及び割引料までです。

説明欄、上から2つ目の見出し、生活保護費です。

2目生活保護扶助費、本年度10億8,827万4,000円、19節扶助費です。生活保護扶助費となります。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度14万4,000円、10節需用費から19節扶助費まででございます。

社会福祉課所管分につきましては、以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

失礼しました。健康推進課長の古川でございます。

健康推進課所管分について、御説明いたします。

70、71ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度3億8,702万9,000円、1節の報酬から18節の負担金、補助及び交付金まででございます。

主なものといたしましては、健康日本21清須計画策定費399万3,000円、清洲保健センター解体費1億278万4,000円、新保健センター整備費1,455万9,000円でございます。

2目予防費、本年度5億652万2,000円、1節報酬から19節の扶助費まででございます。

主なものとしまして、予防接種費1億7,743万7,000円、がん検診費4,353万6,000円です。

はねていただきまして、72、73ページを御覧ください。

説明欄2行目からの母子保健費は、令和6年度からの機構改革に伴い、こども家庭課所管分になります。こんにちは赤ちゃん訪問費269万5,000円は、乳児家庭の訪問時におむつ券を進呈する費用となります。不妊治療費助成金2,003万6,000円は、治療対象を拡大するとともに、自己負担金について25万円を上限として全額助成するものでございます。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長、吉野でございます。

令和6年度から、組織機構改革に伴い、教育部所管から健康福祉部への移管となる部分でございます。

92、93ページを御覧ください。

上段です。10款教育費、1項教育総務費、3目私立学校振興費、本年度9,464万5,000円、18節負担金、補助及び交付金のうち、健康福祉部所管は、説明欄2行目の施設等利用費で、市内の幼児が就園している私立幼稚園に対し支払う入園料及び授業料等です。

96、97ページを御覧ください。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、本年度予算額6,919万4,000円です。1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。

主なものは、学校医等の報酬、幼稚園事務費及び管理費では、消耗品費、光熱水費、保守点検などがございます。幼稚園教育振興費では、行事用消耗品費や消耗教材費などです。

令和6年度清須市一般会計予算案健康福祉部所管分の歳出につきましては、以上でございます。御審査よろしくお願いたします。

総務部長（岩田 喜一君）

委員長。説明漏れがありましたので補足させていただきます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

岩田総務部長。

総務部長（岩田 喜一君）

債務負担行為のページを御覧いただきたいのですが、6ページをお願いいたします。

3段目の新保健センター整備事業、6年度から7年度事業の7年度債務負担行為の限度額3,938万1,000円、こちら、健康推進課所管になります。

以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、これから質疑に入りますが、質疑については、ページごとに行います。

はじめに、6ページ、7ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

18ページ、19ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

20、21ページ。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

22、23ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

24、25ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

26、27ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

28、29ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

30、31ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

32、33ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

34、35ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

36、37ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

38、39ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

40、41ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

じゃあ、続いて歳出のほうで、54、55ページ。

岡山委員。

岡山 克彦委員

岡山です。

これに関して、平和祈念費ですね。これ83万8,000円。これ、主要施策68ページ、これ、平和式典の場所ですけど、今年度はカルチバ新川、今までですね、カルチバ新川ですけど、来年度は春日公民館となっていますが、これ、変更の理由は何でしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

令和5年度までの式典会場でありましたカルチバ新川につきましては、式典当日も通常営業のほうは行っております。カルチバ新川の利用者様の駐車場の確保のためですね、カルチバ新川の第2駐車場、あと星の宮小学校の駐車場に加えまして、近隣企業の駐車場のほうを借用して式典のほうを実施していましたが、今後その近隣企業のほうの駐車場の借用が困難ということもありまして、市内の公共施設の駐車場の広さ等も検討しました結果、式典会場のほうを変更するというので考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

岡山委員。

岡山 克彦委員

はい、分かりました。

これ、会場変更によりですね、会場のちょっと大きさが違ってきます。これ、主要施策に見ますと、予定300人、これ収容人数が増えると、増えてもいいと思いますけど、参加者を増やす考え方もありますでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課、鈴木でございます。

そうですね。まず駐車場を確保することによりまして、市民の方が参加しやすいような式典になればということで考えております。

参加者の増員につきましては、遺族会、あと学校関係者のほうを通じまして、参列のほうを呼びかけるとともに、引き続きですね、広報、あと式典開催のほうの案内のほうも掲載させていた

だきまして、市民の方に参列のほうを呼びかけたいということで考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

岡山委員。

岡山 克彦委員

岡山です。分かりました。

こういう式典ですね、多くの市民が参加できるように、いただけるように取り組んでください。  
よろしく申し上げます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

小崎委員。

小崎 進一委員

小崎です。

避難行動要支援対策費について、お伺いしたいと思います。

主要政策の60ページのところで、予算額のところで、757万6,000円が増額となっていて、また委託費が増えています。システムにかかる料金と個別避難計画作成業務の料金かと思われませんが、内訳についてお伺いしてもよろしいでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課、鈴木でございます。

内訳につきましてですが、システム改修委託料につきまして、567万6,000円でございます。

あと、個別避難計画の策定委託料につきまして、245万円となっております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

小崎委員。

小崎 進一委員

これから具体的に個別避難計画を作る、また、御自身で作られない方に関しては、地域の方々  
と作るという段階に入ってくると思います。地域へも、令和5年・6年度に取り組めるかという

ようなアンケートも作られると思います。地域の方から回答状況や、どのような業者にどのような部分を委託され、今後どのように進められているか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課、鈴木です。

今年度、市内38ブロックの自主防災会本部長様に対しまして、作成支援に係る協力のほうの調査をさせていただきました。そのうち、14ブロックの地区のほうから、今年度、先行的に実施していただけるという回答のほうをいただいております。地域の協力とともに、その方の、すみません。その回答をいただいております、今後の委託の方法についてなんですけども、やはり町内会のほうの方だけではなかなか支援が難しいという方もおみえになりまして、やはり地域のほうの協力とともに、その方々の体の状況のほうをよく把握してみえる福祉の専門職の方にも力を協力していただくことが必要ということで考えております。

今後、その福祉の専門職の方々とも協議をしながら、作成支援に協力していただけるように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

小崎委員。

小崎 進一委員

是非ともよろしく願いいたします。

以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。

今のところで、同じところで少しお伺いしたいと思いますが、今、38ブロック中14ブロックの方のところ、この避難行動計画に参加いただいたということで、まだ半分にも段階的には至ってないと思うんですけども、今後、あと残りのブロックなんかに対しては、どのように進めていかれるとか今後の課題とか、どのようにお考えでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課、鈴木です。

そうですね、今回、まず希望調査のほうを取らせていただきまして、332人の方が作成のほうを希望されております。そのうち、今現在140人弱の方の計画のほうは、作成が完了いたしております。その中で、計画のほうを希望された方の中で、御自身とか御親族の方が作成できた方もおみえになりますし、やはりその避難支援を手伝ってくれる方が探すことができないという方もおみえになりまして、作成のほうの支援が必要になる方もいらっしゃいました。地域のほうにおいて、その作成支援を協力していただけるように、今後、まだ参加、今年度は難しいと言われたブロックの方々にも、説明会を通じて地域と連携を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。

地域の方でこういった方が大変な、避難するときにちょっと大変な方がいらっしゃるかということが、実際によく御存じなのが地域の民生委員さんとかにもなると思うんですけども、先ほど福祉の専門家の方も、こういった計画に参加いただけるっていうお話もありましたし、実際に民生委員さんも、こういった作成にもやはり協力はかなりしていただいている状況でしたか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課、鈴木です。

そうですね。今年度実施していただきましたブロックにおきまして、作成支援につきましては、民生委員さんを始め自主防災組織の方々も一緒に協力して家庭訪問していただいて、作成支援していただいたという状況でございます。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。分かりました。

自主防災組織が継続的に行われているところは、すごくやっぱり進んでいるところが多いと思うんですけども、例えば地域によってはすごく差があって、1年でこの地域の役員イコール自主防災をするっていう地域もあつたりすると、なかなか1年では、なかなかやっぱり現状こういった計画を立てるのが難しいっていう、ちょっと相談を受けたこともあるんですけども、そういったところに関しては、今後地域で話し合っていないといけないことだと思いますし、また自主防災だとまたちょっと管轄が違うのかも分かんないですけども、そういった今後連携とかは、どのようにお考えでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課、鈴木です。

そうですね。まず今年度、モデル地区的に実施させていただきましたところ、課題のほうも出てきている状況でございました。

今回その140人弱ということで、全体の42%の方が、もう作成のほうはできているような状況であります。実際この数字というのは、私のほうもかなり多いなということで感じております。

引き続きですね、希望されてみえる方、全員の計画のほうを策定していくということを目指しながら、地域の方との協力を求めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。ありがとうございます。

今年の初めに能登半島で大きな地震もありまして、こういった高齢者の方とか障がいをお持ちの方の避難が、とても大きな問題にもなりましたので、是非進んでいるところは、もうモデル地

域はもうどんどん進めていただければいいと思うんですけども、なかなかやっぱり自主防災と地域の方の連携とか、また行政との連携がなかなかうまくいかないところもあると思いますので、そういったところをまたしっかり進めていただければと思います。

以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

委員のほうの質疑がないようですので、すみません。副委員長の浅妻から質疑させていただきます。

それでは委員長の職を、年長の委員である久野委員にお願いいたします。

久野 茂委員

これより委員長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

浅妻副委員長。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

人権擁護委員費のところでお伺いします。

ちょっと予算のほうでは挙がってきてないんですけども、主要施策の重点施策の中にファミリーシップ宣誓制度のことが書かれております。人権に関連してお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

まず、パートナーシップではなく、今回ファミリーシップと言われておりますが、どこまでの方を、どこまでの関係をファミリーとして、家族として認めるのでしょうか。

久野 茂委員

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課長、林です。

ファミリーシップ宣誓制度につきましては、企画政策課の市民協働で所管させていただきますので、お答えさせていただきます。

今回、ファミリーシップにつきましては、パートナー関係にある2名とその近親者、3親等内の近親者を含めた複数人をファミリーシップとして宣誓していただくということで、そこまでを対象としております。

以上です。

久野 茂委員

浅妻副委員長。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

ありがとうございます。

ファミリーシップの宣誓制度は法的な効力はないと思うんですけども、ほかの事例見てますと、医療機関にかかったときに家族として認めるよということであったり、県営とか市営住宅に入るときに家族として入居できる等々のサービスが受けられると思うんですけども、今回のその本市のファミリーシップ制度は、行政サービスとしてどのようなことが可能になるのでしょうか。

久野 茂委員

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課、林です。

今回、ファミリーシップの宣誓によってですね、法的な家族関係と同等の扱いができるもののサービスについては、各種証明の交付申請の場合にですね、委任状がなしで代理申請できるケースがあります。

あと、関係者としての証明に宣誓をしていただくと受理証明書のほうを発行いたしますので、その受理証明書が活用できるものに障害福祉サービスであったりとか、その申請であったりとか、そういったものが活用できるということになります。

あとほかにも、他市町のほうで項目あるんですけども、そちらに関しては、ファミリーシップの有無にかかわらず利用できるものもございますので、主に各種証明の申請の際に、そういった宣誓制度の受理証明書ですね、が活用できるものとして、今調整しております。

以上です。

久野 茂委員

浅妻副委員長。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

はい、ありがとうございます。

パートナーシップではなくてファミリーシップにされたということは、すごくいいことだなと思って賛同してるんですけども、今、もろもろの代理申請ができるというお話もあって、例え

ばパートナーの子どもが保育所に入る手続とか、そういったことも、まだ確定はしてないと思う  
んですけれども、含まれるんでしょうか。

久野 茂委員

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

そういった保育所であったりとか、そういった入所の関係も含めて、今ちょっと最終調整して  
おりますので、最終的な項目についてはですね、できれば全協等で御報告できればと考えており  
ます。

以上です。

久野 茂委員

浅妻副委員長。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

はい、ありがとうございます。

本当にファミリーシップにされたということで、その先にいる子どもたちも守ることができ  
ると思いますし、新たな家族を作るきっかけにもなる大変いい制度かなと思っています。多様な生  
き方とか多様な家族を応援する制度だと思いますので、是非今後制度の周知とともに、そういっ  
たことを受け入れる風土も育んでいただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

久野 茂委員

委員長職を終了しまして、浅妻副委員長にお願いいたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

はい、それでは職に当たらせていただきます。

それでは、次のページ、56、57ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

58、59ページ。

岡山委員。

岡山 克彦委員

はい、岡山です。

介護支援専門員研修費補助金について、再度ちょっとお聞きしたいんですけど、これ、主要施策の93ページですね。これにうたってあるんですけど、どのような補助金か、また対象者について教えてください。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下でございます。

この補助金は、市内の介護サービス事業者が行う介護人材確保のための取組を支援するため、介護支援専門員の資格更新などに関わる研修費用に対して、補助金を交付させていただきます。

対象者に関しましては、市内に介護サービス事業所を有する事業所のほうを対象とさせていただきます。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

岡山委員。

岡山 克彦委員

ありがとうございます。

こちらの施策のほうも細かく載ってるんですけど、これ対象となる人ですね、これ市内にどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課の寺社下です。

市内27事業所のうち、現時点での介護支援専門員資格保有者の方は、130人ほどいらっしゃいます。そのうち、令和6年度の研修受講見込者の方の数は、47名というふうに確認して聞いております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

岡山委員。

岡山 克彦委員

はい、岡山です。ありがとうございます。

これ、研修をするときの人数制限というのは、別にないんですね。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

はい、特に設けておりません。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

岡山委員。

岡山 克彦委員

はい、ありがとうございます。岡山です。

またですね、この制度を始めた理由、これを教えていただけますでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

今後、後期高齢者の方の増加に伴って、介護認定を受ける方ですとか介護サービスを利用する方の増加が見込まれております。サービス利用するに際しては、ケアマネジャーの方が必ずプランを立案する必要があると思いますが、プランだけではなく、介護保険のプランだけではなく、インフォーマルなサービスの調整ですとか地域ケア会議への参加、あと医療機関との連携など、ケアマネジャーの方の業務範囲が増大しております。あと責任も増大しておりまして、全国的にケアマネジャーの資格は持っていてもその業務に従事されない方も多くいらっしゃって、ケアマネジャーの不足が全国的に生じております。

そのような中で、市内の事業所の方が人材確保を行いやすいように、補助金の交付を始めさせていただきます。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

岡山委員。

岡山 克彦委員

はい、ありがとうございます。

残りまだ80人ほどいらっしゃいます。是非ともですね、人材確保をするために引き続きお願

いたします。

以上で終わります。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

小崎委員。

小崎 進一委員

はい、小崎です。

成年後見人支援センター運営費について、お伺いさせていただきます。

主要施策の92ページのところで、成年後見人支援センターの開設は、いつ開設されたかということと支援センターの相談実績についてお伺いいたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下でございます。

成年後見支援センターは、令和5年6月に社会福祉協議会のほうに委託をさせていただきまして、清洲総合福祉センター内に開設をしております。6月から令和6年1月までの8か月間で、延べ相談件数は、1,741件です。実相談人数は、71名となっております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

小崎委員。

小崎 進一委員

センターでの相談内容というのは、どういったものが多かったでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

後見制度の申立てや預金の出入れ、公共料金の支払いなどの金銭管理、あと施設入所の契約行為、独り暮らしで入院したり施設入所をした際の身元保証に関する相談が、主な内容となっております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

小崎委員。

小崎 進一委員

ありがとうございます。

今まで社会福祉協議会で受けてきた権利擁護相談と成年後見支援センターとの相談の違いというの、どういったものがありますでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

社会福祉協議会のほうで実施しています日常生活自立支援事業は、契約の内容がある程度理解できる御本人との契約に基づきまして、福祉サービスの利用援助や契約の手續、日常的な金銭などの管理に限定しておりますが、成年後見制度に関しましては、契約できるだけの判断能力がなくなった方の財産管理や、福祉施設の入退所など、生活全般の支援に関する契約などの法律行為を援助することができますので、その点が大きく違っております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

小崎委員。

小崎 進一委員

はい、ありがとうございます。

あとセンターでの具体的な業務内容についてお伺いしてもよろしいでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

相談業務が主なんですけれども、そのほかセンターや後見制度を知っていただくための広報ですとか、成年後見制度の利用を促進するための後見人受任者調整ですとか、先ほど御説明しました社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業との連携など、現に成年後見人を受任してみえる方の支援なども行っております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

小崎委員。

小崎 進一委員

ありがとうございます。

今後高齢者が増加する中で、センターの周知が必要となりますが、これからどのように行っていくか楽しみですでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

開設当時は、市や社会福祉協議会の広報やホームページで掲載をさせていただきました。また、各地区で行われる寿会や民生委員協議会で説明をさせていただいたり各団体への出前講座や市民向けの講演会なども実施して、積極的に制度の普及啓発に努めております。

そのほか高齢者や障がい者の相談窓口となっているケアマネジャーの方や相談支援専門員などの関係する機関の方々への説明を行って、相談しやすい体制の構築を今現在も図っております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

小崎委員。

小崎 進一委員

はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

特別養護老人ホーム建設費の助成費ですか。これにちょっと関連して、お聞きしたいんですけど。西春日井福祉会が運営する、今度第7特養という話も漏れ聞こえとるんですけども、そちらの話というのは、2市1町でどんな今議論がされているのか、どんな動向なのか、何か分かれば教えてください。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、議員のおっしゃいました第7特養の件ですが、今のところ、特にそのようなお話のほうです  
ね、2市1町のほうで協議をさせていただくということはありません。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

よろしいですか。

土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。

主要施策の104ページ、105ページのところで伺いさせていただきたいと思います。

令和6年度の施政方針の中に、介護予防を推進するため、運動のきっかけづくり及び地域で実  
施する運動教室等を充実させるために、必要な協力者を発掘する新たな運動教室を開催してまい  
りますと、新しい運動教室の開設ということの一部書いてありましたけれども、この104ペー  
ジ、105ページのところで、（2）（3）のところは、これが新しく始まる運動教室というか  
高齢者向けの介護予防の教室なのかなと思うんですけども、これに関して、もう少し詳しく教  
えていただければと思います。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下でございます。

重点施策に載せさせていただきました介護予防のための新たな運動教室に関しましては、介護  
保険の特別会計のほうでやらせていただく運動教室になりまして、104、105ページでやら  
せていただく後期高齢者保険介護予防推進費の中にあります。こちらのほうの高齢者フレイル予  
防などに関するものとは異なっております。

こちらのほうの、104、105ページのほうの説明のほうでよろしいでしょうか。

土本 千亜紀委員

お願いします。すみません。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川です。

高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業につきましては、今まで年齢が75歳に到達すると、それまでの国民健康保険や社会保険制度が後期高齢者医療制度へ移行しますので、その結果、それまで実施していた健康診査の結果だとか保健事業が途切れてしまっている状況がございました。継続的な支援ができないことが課題になっておりまして、この課題を解消するために、来年度から保険年金課と健康推進課、高齢福祉課、また愛知県後期高齢者広域連合や地域の関係者の皆様に御協力いただいて、連携して高齢者に対して、その人の状況に応じたきめ細やかな支援を取り組んでいくものです。

来年度につきましては、保険年金課で企画調整を実施しまして、健康推進課のほうでは後期高齢者健診の結果から事業のほうを実施していきたいというふうに思っています。

来年度は、低栄養に該当する健診結果から、低栄養に該当する方に対して、保健師や管理栄養士が訪問と面接などを通して、指導のほうに当たっていきたいと思っております。

また、引き続き高齢福祉課のほうでは、通いの場の積極的な関与のほうを行っていきます。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、分かりました。

元気な方はたくさんいらっしゃいますので、是非こういった声かけも大事だと思いますので、是非新しく始められることということで、また、お願いしたいと思います。

この3番のほうも教えていただくことは、ここではいいんでしょうか。後期高齢者フレイル予防費のところ、よろしいですか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

3番の高齢者フレイル予防費に関しましては、先ほど説明させていただきましたように、通いの場のほうへ伺うんですけれども、高齢福祉課が今実際に実施しております住民主体の運動教室ですとかサロンですとか、そういった活動に対して、こちらから保健師や管理栄養士のほうが伺わせていただいて、フレイル予防の啓発ですとか保健指導ですとか管理栄養士による健康教育な

どを実施していくという内容のものになります。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。

地域で皆さん集ってみえる場というのは、本当にお互いに近所の方を声かけ合って、皆さん参加される非常に大事な場だと思いますので、そういった場に、また高齢福祉課の方がフォローしていただいて、いろんなまた具体的に健康指導だったり保健指導をしていただくのは、本当に非常に皆さんのためにもいいことだと思いますので、また是非新しい事業の一つでもありますので、どんどん広げていただいて、健康な方たくさん元気に過ごしていただきたいと思います。

以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

よろしいですか。

それでは次、60、61ページ。

高橋委員。

高橋 哲生委員

施設型給付費のところでお尋ねしますが、前年度比で2億3,800万と大きく増額してるんですけど、この辺の理由について御説明ください。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

市外ですね、幼稚園が多数、新制度のほうに移行したりだとか、あと、ゆめのもりこどもえんのほうが増床になるということで、対象の人数が増えるということで、金額のほうが増えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

市内と市外の園というくりにさせてもらいますけど、民間の、これはどんな割合なんでしょうか。この給付の割合というのは、どうなっているのか。人数とか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

人数ですか。

高橋 哲生委員

人数じゃないの、基づいてる、これが。そういうのは何か。分からない。もうこの数字に。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

申し訳ありません。正確なちょっと数字のほうは、今、すみません。ちょっと後日、ちょっと御報告させていただきたいと、後で御報告させていただきたいと思っておりますけど。市外というのは、例えば、1号で入ってみえてる方もあるかと思っておりますので、認定こども園の1号部分ですね。幼稚園部分のほうで市外のほうの入ってみえてる方もありますので、ちょっとその数字のほうが。また、今、今回、予算のほうで出ており、すみません、ちょっと今、数字があれですので。すみません。

高橋 哲生委員

じゃあ、また後で、御報告いただけますか。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

後で、申し訳ございません。答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

じゃあ、子ども・子育て支援事業計画というのは、また、第3期策定するということなんですけど、もう3期なんですねという実感をしておりますけれども。これ、今回3期ということで、どんなことを盛り込んでいくのか。今のニーズも変わってきておるわけですけど、どんなものを策定していこうというような何か今方向性とかあれば、御披露いただきたいと思います。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

今はまだですね、令和5年度では、まずニーズ量の調査のほうのアンケートを行った段階でございます。またこちらのほうをこれから分析して、どういったニーズがあるかどうかということで、令和6年度検討させていただいて、最終的に計画のほうを策定させていただくという状況になっております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

いつもね、ニーズ量というのは調査すると思うんですけど、今調査を終わって、近年の動向とか見る中で、何か方向性とか何か描いてるようなものはないんですか。ありませんか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

まだ集計のほうができておりませんので、まだ方向性というのは、ここで言えるようなことはございませんが、まず、認定こども園だったりだとかそういった児童館であったりだとか、ニーズ量がどうなのかというのを把握したいというふうには思っております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

いつ頃、では明らかになってくるんですか。大体、ニーズ量。どんなスケジュール感なんですかね。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

まず、3月末のほうでデータのほうを集計していきまして、年度の初めのところで、間に合えば、そちらのほうの分析の方に入りたいなというふうには思っております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

審議会も5回やってということですよ。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

そうです。はい。

高橋 哲生委員

審議会をやって、それで策定。策定はいつ頃になるんですか。なりそうですか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

策定につきましては、令和7年末を考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

末というと、3月。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

そうです。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

分かりました。結構です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

よろしいでしょうか。

土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。

子育てのところで少しお伺いしたいと思いますけれども、令和6年度の予算を立てられるに当たって、非常に子育てにお金を投入するという方向で様々な施策が打ち出されていますけれども、まずはじめに、ちょっと何度もお聞きしていることかもしれませんけれども、この清須こども・はぐくみ宣言を表明しますということで、重要施策の中にもありましたけれども、具体的に何か分かっているところまで、お話しただけのことがあれば、内容を教えていただきたいと思います。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

全協のほうでも報告はさせていただいておる部分なんですけど、小学6年生と中学2年生を対象にですね、1月末のほうにアンケートのほうを行うということで、報告させていただいておると思うんですけど、その結果のほうを踏まえまして、まず2月に教育委員会所管の総合教育会議のほうを開催しました。

それから、これから3月中旬に、子育て支援課のほうで、子ども・子育て審議会のほうを開催いたします。そちらのほうに諮りまして、意見のほうを委員の皆さんにお聞きします。

そして、3月のほうに予定をしております全員協議会のほうでも、報告のほうをさせていただく予定なんですけれども、宣言文のほうを作成した上で、4月に宣言式のほうを行う予定でございます。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

小学校6年生と中学校2年生の児童生徒さんにとられたアンケートも、ホームページのほうから見れる結果になっていますけれども、非常にこの清須市に、お子さんたちがどういうまちを期待するかというアンケートを取られたということで、非常に元気なまち、また、地域の人と仲よ

く過ごせるまちということが、非常に皆さんのお子さんたちのお声だったと思いますので、是非そういったことも今回捉えて、大きな予算を立てられて、こういった子どもの対策にも力を入れられると思いますけれども、もう1点お聞きしたいところがございます、主要施策の118ページから120ページにかけて、こども家庭センターの設置について書かれていますけれども、ちょっとそのところで、何点かお伺いしたいと思います。

まずですね、このこども家庭センターの設置というところで、118ページのところですけれども、昨年度、令和5年度の予算書と内容とほぼ同じだったんですけれども、事業内容というかやっていくこと自体は、この昨年度と変わらない感じで、あと、このセンターという名前が変わっただけということでしょうか。そこら辺ちょっと教えてください。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

こども家庭センターにつきましては、現在の子ども家庭総合支援拠点のほうと母子コーディネーターにおいて実施しております相談支援等の取組に加えまして、サポートプラン、こちらのほうの作成を行う予定でございます。一体的に運営することによりましてですね、母子保健のほうと児童福祉の連携、それから協働、こちらのほうが一層深まりましてですね、相談支援体制のほうの強化を図ることができると考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、ありがとうございます。

じゃあ、サポートプランを作成していくということで、その御家庭に合ったプランを作成されていくんだなということで、ちょっと今理解させていただきましたけれども、実際にこういった御相談とか対応をされるというのは、具体的にはどういった方が今後されていくんでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

吉野でございます。

児童福祉分野のほうでは保健師、保育士、それから、教員の免許のある子ども家庭支援員とか、あと虐待対応専門員、それから、母子保健分野のほうでは保健師と助産師、こういった者が対応のほうをいたします。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

専門的な方が対応、また相談に乗ってくださるということで、またこういったいろいろな悩んでみえる御家庭に対して、またしっかり対応していただきたいのと、あと120ページのところにあります、新しく行われる事業だと思いますけれども、この事業内容のところに、（2）の事業内容のところに、講義、グループワーク及び個別のロールプレイ等ペアレント・トレーニングを実施するということが書かれていますけれども、これちょっと詳しく教えていただければと思います。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

親子関係形成支援事業のほうですけれども、家庭支援事業の一つのほうに位置付けられておりまして、要支援児童、それから、要保護児童、それから、その保護者ですね、そちらのほうを対象に実施をする予定でございます。要支援児童や要保護児童等にはサポートプランのほうを作成いたしまして、その中で親子の関係性だとか子どもの関わり方などに不安を抱えているなど支援が必要な方に、利用のほうを勧奨を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

こういった御家庭に不安、また、子育てに不安を抱えるお宅というのは、多分、子育て支援課

さんとか、またその前の段階で、まだまだ小さい子どもさんを育てているところからの連携とか大事だと思うんですけども、そういった連携の体制も今後は考えていかれる、そういった情報って、結構、こういった大変なお子さん育ててみえる方がいらっしゃいます、悩んでみえるお子さんがいらっしゃいますっていうのって、なかなか自分から手挙げれないと思うんですけども、そういった場合は、どういったところから、何て言うんでしょう、こういうところへつなげていくとか何か考えていらっしゃることはありますか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

いろいろなところでそういった御意見はあるかと思うんですけども、例えば子育て支援センターだったりだとか、そういうところにも情報が入ってまいると思いますので、子育てコンシェルジュ、今おりますので、そちらのほうとも情報を密にしてですね、こちらの家庭センターとも連携してまいりたいと思っております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

せっかくこういった新しい事業をされるということですので、各関係部署ともしっかり連携をしていただいて、誰も悲しい目に遭わないような、またしっかりこういう子育ての宣言もされていきますので、しっかりフォローをお願いしたいと思います。

以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

よろしいですか。

では、62、63。

すみません。ここで、10時55分まで休憩といたします。

（ 時に午前10時41分 休憩 ）

（ 時に午前10時55分 再開 ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、加藤健康福祉部長より発言を求められていますので、許可いたします。

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

先ほどの高橋議員の、大変申し訳ありませんでした。資料のほうがすぐ出なくて、大変申し訳ありませんでした。

施設型給付につきましては、市内の認定こども園がありますので、そっちのほう、認定こども園ですと、幼稚園部分と保育園部分がありますので、そっちのほうにつきましては、幼稚園部分に関しましては、あくまでもそちらの認定こども園のほうが認めるという形になっています。保育部分に関しては、市のほうが、保育認定をちょっとさせていただく形になりますけど、それ以外にですね、市外の認定こども園もありますので、そちらのほうの幼稚園部分と、あと新制度、27年度から新制度が始まったかと思うんですけど、そちらのほうに年度移行いたしました給付型に変わった幼稚園等もあります。そっちのほうは今、12園、実際あります。そちらのほうのところで行きますので、市内、市外のほうでちょっとお伝えさせていただきますけど、今のところ、全体で673名の方がおみえになりまして、市内の認定こども園のほうに入所されてみえている方が465名、市外のほうが208名になりますので、市外の方になりますと、パーセンテージで行きますと31%ということになります。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

はい、ありがとうございます。

何か市内が、やっぱり増築したのもあって、増えてきたような印象を持ちました。また、詳しいことは、また、デスクへ行って聞きたいと思います。ありがとうございました。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

よろしいですか。

それでは、62、63ページ。

小崎委員。

小崎 進一委員

小崎です。

児童手当支給費について、お伺いさせていただきます。

令和6年3月末で中学校卒業になる子どもの児童手当は、令和6年10月から受け取るためにどのような手続が必要かと、また、市役所からの案内は、どのようになっていますか。お願いいたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

令和6年10月分のほうから支給対象になる児童がおられます世帯につきましては、市役所のほうから案内文書のほうを送付いたしまして、必要書類のほうを併せて同封する予定でございます。

また、国のほうからですね、児童手当法の改正のほうに伴う対応方針のほうは正式に示されましたら、順次、ホームページや広報のほうでも情報発信のほうをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

小崎委員。

小崎 進一委員

小崎です。

最初の支給は、いつ頃ぐらいになりますでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

拡充後の最初の支給につきましては、10、11月分のほうを令和6年の12月頃のほうに支給のほうを行う予定でございます。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

小崎委員。

小崎 進一委員

ありがとうございます。

拡充されることにより、対象者の人数が、どのぐらい増えるのを想定されていますか。また、予算額は、幾らぐらい増額しましたか。

以上、お願いいたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

人数につきましてははですね、令和6年6月支給のほうを予定しております人数のほうから、約2,500人ほど増加することを想定しております。

あと、予算額のほうの増額につきましては、令和5年度よりもですね、1億1,600万円ほど増加のほうをしております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

小崎委員。

小崎 進一委員

はい、ありがとうございます。

以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

久野委員。

久野 茂委員

保育園のところで伺います。

主要施策の144ページの保育園整備費について、花水木保育園空調設備の工事中の園児の方の影響というのは、どういうふうになるのでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

令和5年度にもですね、中之切保育園のほうで、空調更新工事のほうをさせていただいておるんですけれども、この際にですね、基本的に土日祝日、こちらのほうに実施しております、極力園児のほうに影響がないように実施のほうをさせていただきました。

花水木保育園とも同様の条件で、支障がないように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

久野委員。

久野 茂委員

すみません、これ、空調設備、これ何年経過してますか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

2011年の製造のものでございまして、令和6年度で13年ほど経過をいたします。

令和5年度のところでですね、4系統のこの4系統、室外機が4台ございまして、4系統ございますが、そのうちの1系統のほうがですね、ちょっと故障のほうをいたしまして、緊急的に更新工事のほうを行いました。ですので、今年度も残りのほうの3系統のほうを、更新工事のほうを実施したいと考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

久野委員。

久野 茂委員

そのほかの施設の空調の更新予定とかありますか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

直近ですと、保育園でございますと、令和6年度で朝日保育園のほうが12年で、西枇杷島保育園が11年のほうを経過しますので、こちらのほうを順次やっていきたいと思っております。

また児童館のほうはですね、令和7年度に大規模改修の中で空調の更新も計画しておりますの

で、星の宮児童センターのほうは19年を経過いたします。空調設備のほうは、耐用年数のほうが大體13年から15年程度というふうに言われておりますので、それぞれ適切な時期に計画のほうを計画どおりに実施していきたいと考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

久野委員。

久野 茂委員

はい、ありがとうございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

ほか、よろしいでしょうか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

では、すみません。委員のほうから質疑がないようですので、副委員長、浅妻から質疑させていただきます。

それでは、委員長の職を久野委員にお願いします。

久野 茂委員

では、委員長職を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

浅妻副委員長。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

病児保育費について伺います。

病児保育のほうを再開されるということで、大変安心しております。主要施策の128ページになりますが、今回、対象児童がこれまでの生後7か月から小学3年生までだったところが、生後3か月から小学6年生までと拡充され、保護者としては大変うれしい対応になるんですけども、以前の施設と比べて、この要因と言いますか、人員とか部屋数とかが関わっているのか、その辺り教えてください。

久野 茂委員

吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長、吉野でございます。

令和6年度のほうに委託を予定しております医療法人はあとにつきましては、こちらのほう、関連施設といたしまして、市内の認可外保育施設2園、それから、訪問看護ステーションのほうを、こちらのほう運営しております。併設しております保育園のほうと訪問看護ステーションの一部を改修して、事業のほうを行う予定をしております。保育施設のほうと訪問看護を、そういったことで訪問施設と保育施設のほうを運営しておりますので、職員の雇用についても、そのノウハウを生かしてですね、いけると考えておりますので、こういった拡充されたというふうに考えております。

以上でございます。

久野 茂委員

浅妻副委員長。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

はい、ありがとうございます。

やはり多分病児保育をやるのに、人員の確保というのが、施設の方としてはすごく課題に、いっつもなっていたかなと思うので、ちょっと今、体制等々をお伺いして安心いたしました。

現在、4月に向けて準備されてると思うんですけども、ちょっと一つお願いと言いますか、したいのがですね、受入れの流れとか、そういったことを今後運営の仕方を決めていくと思うんですけども、これまでの施設ですと、その不公平が出るということで、当日にならないと受付ができない。もう前日に熱が出てて、前日預けていて、次の日も預けたいと思っても、またその日にならないと予約ができないというようなことが起こってございました。他市町どこを見てもですね、やはり当日だけというところはほとんどなくて、きちんと前日から受入れが可能になっております。

やはりここは是非見直していただいて、保護者の方もなかなかこれ、予定が立たないということになってしまうと思うので、是非見直して、保護者の実情に合った運用にしていきたいなと思ってるんですけども、現在そういう使い方というか、そういったようなお話し合いは、施設のほうとされてるんでしょうか。

久野 茂委員

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

現在ですね、施設側のほうとそういった部分につきましても調整のほうを行ってございまして、施設側のほうからICTのほうを導入したいということも、検討していきたいということも意見も出ておりますので、そういったことも含めて、今後も利用者の利便性は、以前より利用しやすくしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

久野 茂委員

浅妻副委員長。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

ICTも活用してということなので、恐らく事前予約等もできるようになると思うんですけども、今後話し合う際には、改めて伝えていただいて、より使いやすくなるようによろしく願います。

次にもう一つ、委託料について聞きたいんですけども、この委託料というのは、その利用人数等によって金額が決まっているのか、どのように委託料を決められているのか、教えてください。

久野 茂委員

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

委託料のほうにつきましてはですね、利用人数が増加した場合にはですね、雇用状況が変わる場合もございまして、実績を踏まえてですね、協議等のほうを行った上で、金額のほうを決めさせていただいて、契約変更のほうを行っていきたく思っております。

以上でございます。

久野 茂委員

浅妻副委員長。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

今、雇用状況が変わる場合があるというお話だったので、人数というよりかは、それに係る人件費に充てられているというような認識をいたしました。

これまで運営していただいたところが、12月末で終了されてると思うんですけども、この、そうすると年度でいくと、1月から3月分というところが運営してないような状況になるんですが、その辺りはどのような扱いになってるんでしょうか。

久野 茂委員

吉野次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

当然1月から3月は事業のほうを行っておりませんので、実績に基づきまして減額のほうを変更いたしまして、当初契約金額よりも減額した金額で変更契約のほうを締結いたしまして、金額のほうをお支払いすることになると思います。

以上でございます。

久野 茂委員

浅妻副委員長。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

しっかりと御対応していただけるということで、安心しました。

やはり病児保育、皆さん頼りにしているところだと思いますので、今回受けていただけるところもすごく、訪問看護ステーションですとか、保育園をやられてるところということもあって、すごくしっかりされているのかなと思いますので、是非長期にわたって継続できる体制を整えていただければと思います。

以上です。

久野 茂委員

では、委員長職を終え、浅妻副委員長にお願いいたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは次に、64、65ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

いいですか。66、67ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

68、69ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

70、71ページ。

小崎委員。

小崎 進一委員

小崎です。

带状疱疹予防接種費のところでお伺いさせていただきます。

予防接種が始まって1年たとうとしていますが、本年度の実績については、どのようになっていますでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川でございます。

本年度の4月から申請のほうを開始、4年分の接種から申請のほうを開始しておりますけれども、1月末現在で申請者の実績は、生ワクチンが132人、不活化ワクチンが685人で、合計817の方が申請してみえます。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

小崎委員。

小崎 進一委員

はい、ありがとうございます。

これはもう予定どおり、予防接種が進んでいるのでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

令和5年度の予算を立てさせていただく際に、50歳以上の対象者の接種率を3.0%と見込ませていただいております。865人分の予算を計上しておりますけれども、ほぼ見込みどおりの接種率、接種者数となっていると考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

小崎委員。

小崎 進一委員

はい、ありがとうございます。

年代や性別については、いかがでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

年代別では、70代の方が最も多く、次いで60代、50代という状況で接種していただいております。性別では、女性の方が6割程度、残り、男性の方が4割程度という状況になっております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

小崎委員。

小崎 進一委員

はい、ありがとうございます。

以上でいいです。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

久野委員。

久野 茂委員

すみません。清洲保健センター解体費が計上されていますが、清洲保健センター、今まで使ってみえた方は、不便なことはありませんでしょうかね、解体されて。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川です。

本年度におきましても、五条川防災センターの工事の影響で、清洲の保健センターで事業のほうを実施していない状況でした。健診、大人の健診については、清洲の総合福祉センターのほうで実施しております。大人の健診については、集団のところでは特に問題もありませんでしたし、また現在、市民の利便性のほうも考慮させていただきまして、身近な場所で、医療機関で健診を受けれるように準備のほうを進めております。

清洲の保健センター、自主避難所にもなっておりますけれども、今後は五条川防災センターが供用開始されましたら、そちらのほうで避難所機能も移転しますので、特に問題はないと考えます。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

久野委員。

久野 茂委員

すみません。総合福祉センター等で、今あれですか、今まで保健センターでやってみえた方は、今は総合福祉センター等でやってみえるんですか。健診。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健診につきましては、集団健診については、4か所の各地区、設定のほうをしてありまして、お近くの健診会場で健診を受けていただいてもいいですし、清洲地区の方が、ほかの西枇杷や新川、春日のほうの会場を受けていただいても大丈夫な状況になっております。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

久野委員。

久野 茂委員

これ、解体後、何か駐車場整備等って書いてあるんですけど、これ、すみません、総務のほうかな。駐車場、今までと比べて、この解体後の駐車場整備というか駐車場の台数とか何かは、今より増えるんですか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

飯田総務部次長兼財産管理課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長の飯田です。

今の現状の駐車場の数から、まず防災センターが建設されることによって減りますが、その分、若干少なくなります。保健センターを解体後、駐車場として使用するため、補完するような形になると思います。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

久野委員。

久野 茂委員

はい、ありがとうございました。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

よろしいですか。

では、土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。

健康日本21清須計画策定費のところ、主要施策の154ページのところでお伺いさせていただきたいと思います。

こちらの清須計画について、もう少し具体的に教えていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川でございます。

今回、健康日本21清須計画の策定費の中では、健康日本21の清須計画と清須市自殺対策計画の2つの計画の策定を予定しております。

健康計画では、国と県の計画を踏まえ、市民一人一人の生活習慣の改善や地域づくりを目指した計画になっております。

自殺計画につきましては、国の自殺総合対策大綱の県の計画を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指す計画として、策定していきます。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。

いろいろ計画されていくということですがけれども、昨年度だったと思いますけれども、この自

自殺対策ということの一つとして、ゲートキーパーの養成講座を開設されていたと思いますけれども、私も参加をさせていただきまして、非常に勉強になりましたけれども、こういった参加された方の反響なんかは、いかがだったでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

この養成講座に参加された方につきましては、終了後にアンケート調査もしておりますけれども、勉強になったという御意見がある中で、できるだけ声かけを今後していこうだとか、人の話を聞くような姿勢を持っていこうだとか、自分への今後の働き方について考える企画になったと思います。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。

参加された方、そうたくさんはいらっしゃらなかったと思うんですけども、でも中には、いろんな職業の方だったり、地域のボランティアの方だったり、参加されてたような記憶があるんですけども、こういった受講された方が、今後地域などへ、せっかくこういう講座を受けられましたので、地域へどのように展開をされていくといいのかなっていう、何かお考えがあれば、教えていただけますでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

ゲートキーパーになられた方につきましては、御自身のできる範囲で、悩みを持つ人に気づいていただいて見守っていただくこと、また必要があれば専門機関、健康推進課でもいいですし、つなげていただくことを期待しております。

ゲートキーパーの知識を持った方が市民の中に増えるということで、自殺対策、自殺を未然に防ぐことができると考えますし、昨日も実は、ゲートキーパーフォローアップ研修のほうをしてるんですけども、1回受講するだけだと知識も薄れていってしまったりだとか、新しい情報も

伝えることもフォローアップ研修の中ではできると思いますので、そういった中で、より知識を深めていただいたりだとかグループワーク等でみんなでできることを考えていく研修も、今後できたらいいなというふうには思っております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

非常に短時間の中で、すごく内容の濃い講座だったと思いますので、また是非ずっと続けて、是非行っていただきたい講座の一つだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

私のほうは、新保健センター整備費のほうでちょっとお尋ねします。

議案質疑でもやらせていただいて、またちょっとくどいと思わずに、是非議論できたらなと思いますけど。まず、議案質疑のときにも言わせていただいたんですけど、まずまずちょっと苦言を言わせていただきたいんですけど、この保健センターに関しては、保健センターは、これ施設の統廃合の問題なんですよね、これ。それに絡んでくる問題であって、そして、全市民に関わる問題なので、これに関してですね、市民を巻き込んだ議論だとか説明というのは、私はなかったと思うんです。議会には説明は、それはあったとは思いますが、こういったものを進めるときって、審議会やパブリックコメントなのか分かりませんが、そういったプロセスというのは踏んでると思うんですけど、そういったことが、私が知る限りはなかったもので、こういった施設の統廃合という問題に関しては、是非慎重にやっていただきたいので、今後も慎重にやっていただきたいということの一つ、まずまず最初に言わせていただきたいと思います。

それですとね、新しい保健センターというのは、これもまた、どんな保健センターなのかとかいうのが、まだ絵も見えてきてないんですよね。ここら辺って今、何か考えというか何かあるんでしょうか。コンセプトとか、どうなんですか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

飯田総務部次長兼財産管理課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長の飯田です。

来年度、令和6年度にですね、令和6年度、令和7年度にかけて2年間で設計を行う予定をしております。その際にですね、関係部局にいろいろと意見をお聞きしまして、よりよい施設となるように計画していきたいと考えております。

なお、工事については、令和8年度を予定しております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

今現在はない中で、6・7年度で、関連部署でということで設計を進める。そのプロセスの中で、私は市民の方だとか有識者の方だとか、そういったプロセスは踏むんでしょうか。何か検討するのに当たって。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

飯田次長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

はい、飯田です。

そういった専門の有識者等は交えた会議等は、考えておりません。

以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

そこがちょっと不安な点でですね、中だけじゃなくてですね、こういったプロセスは大事にしたいなと思っておりますので、今、やる気がないって言われたので、押し問答になってもしようがありませんので、言いませんけど、そこら辺はよく考えていただきたいと思います。

いいですか、ちょっと続けて。

今後、設計をしていくということなんですけど、これ、一つに統合されるわけですよね。そうすることによって、距離が遠くなる地域が出てくると思います。車が乗れる方はいいんですけど

も、そうでない方、こういったことは、どうフォローしていこうとお考えでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川でございます。

現在、子どもの健診につきましては、乳児健診や1歳半、3歳児健診等の子どもの健診につきましては、広さがあって、安全性が保たれている西枇杷と春日の保健センターで実施のほうをさせていただいている状況があります。そちらの地区、保健センターのほうで全域の対象者の方に来ていただいている状況でございます。特にお母様方から苦情とかは聞いていませんし、スムーズに受診の方を受けて、していただいているなというふうに考えております。

あと、がん検診や特定健診につきましては、現在、身近な場所で健診のほうを受けていただけるように、医療機関での実施が受けられるように、体制のほう、環境のほうの整備のほうもさせていただいております。市民の皆様にとっては、より利便性も高くなるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

若いお母さん方は車でという、それは分かるんです。高齢の方ですね。そこら辺はどうなんでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

高齢の方につきましては、がん検診や特定健診を受けられる対象者になると思うんですけども、そういった方は、主治医であったりだとか身近な医療機関で受診していただければ、保健センターより更に身近な場所で健診のほうを受けれるというふうに考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

では、ここで集団健診は高齢の方向けにはやらないという、そういう考えでいいんでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

御高齢の方でも集団で実施したいと言われる方もおみえになると思いますので、ですので、今も4か所の保健センターで、4か所、1か所は清洲は総合福祉センターですけれども、4か所の地区で健診のほうを実施させていただいております。

また、保健センターが統合された後に集団検診をどうしていくかというのは、また今後の課題になってくると思います。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

要するに足がない高齢者、そういった方は、どうフォローしていくのかなということで質問させていただいたんですけど、具体的には、あしがるバスを充実させるだとか、何かタクシーで補助するのだとか、あるいはワクチンのときみたいにバスでピストンするだとか、そういったのは、何か検討する必要はないんでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健診については、受診する日にちも皆さんまちまちですし、曜日の設定だとか、いろいろところで足がない方については、御家族の御協力を得て受診していただいている状況もございますし、地元の地域での健診を希望される方ももちろんみえますけれども、日にちで西枇杷の方が春日地区で受診される方もおみえになりますので、特に場所が遠くなるということについては、一人一人、同じ西枇杷地区の方でも新川のほうが近いとか、いろいろあると思いますので、特に問題はないというふうに考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

問題がないという認識で受け止めます。

あともう1点、今まで我々に設計みたいなものを見せられる中でね、ちょっと不安に思った点なんですけど、新保健センターを利用する方の歩行の動線。歩く、例えば車で来て、駐車場から歩いて、こちらのほうに来るわけですね。この南館に。そういった動線というのが、安全なのかとか、あと、駐車場からお子さん連れだったりとか、そういうことだと思うんで、アクセスの便利さというんですかね、もうそこら辺がちょっと不安に思ったんですけど。そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。ちょっと遠くないんですけど。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

飯田総務部次長兼財産管理課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課の飯田です。

今回、保健センターを建設するに当たり、建設というか、整備するに当たりですね、南館の前にありますロータリーを、今後保健センターの開設に合わせてですね、駐車場として利用していくように検討しておりますので、できるだけ近くに止められるような配慮のほうは考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

何か18台とかいって、書いてあったやつだとは思いますが。そうすると、あそこは、あしがるバスのほうはちょっと移動するような感じなんですかね、あれ見ると。それでいいですか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

飯田次長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

そうですね。西館の前にあしがるバスの駐車場というか、昇降場所を設けるように、今回検討しております。

以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

私もあれ見た中で、18台で大体事足りるのかな。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

飯田次長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

確かにどういった健診があるかによって、人数とかは変わってくると思いますが、少なくとも18台を有効利用して、使用者、市民の方に少しでも利便性を良くしてもらえるように今回計画しております。

以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

いろいろその動線の辺とか、私見ても、ぱっと見たちょっと不安だとか、あとは事故が起きないかとか、そういったこともちょっと感じましたので、そういったことは当然ね、考えて、利便性と安全性も考えて設計に反映していただきたいと思います。

以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

ほかによろしいでしょうか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、72、73ページ。

土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。

主要施策の191ページのこんにちは赤ちゃん訪問費のところ、お伺いをさせていただきたいと思います。

こちらも今回新しく始められる事業ということで、何点かお聞きをしたいと思います。

このおむつ券の、今回配布ということで、もう少し内容を教えていただければと思います。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川です。

こんにちは赤ちゃん訪問事業につきましては、切れ目のない相談体制整備のために、現在母子保健推進員が実施しているこんにちは赤ちゃん訪問の時期を、現在4か月までに実施していただいているんですけれども、生後6か月と10か月に変更させていただいて、訪問回数を1回から2回に拡充させていただきます。現在は産後2週間で、お母様の体調や赤ちゃんの状況の確認の電話を、子育て包括支援センターの助産師のほうからさせていただいておりますのと、あと生後1・2か月のときに、保健師か助産師が訪問させていただいております。

そして、4か月検診で、また受診率も100%ありますけれども、お子様に会う機会がありますので、面会の時間というのが4か月までに集中してたということもありますので、定期的にお子様やお母様と面接できる、面会できる機会が、生後6か月と10か月にすることで、お母さん、母子の孤立化を防いだりだとか、育児支援の充実を図っていきたいというふうに考えております。

面会時にアンケートのほうを実施させていただきまして、それぞれおむつ券のほうを5,000円分進呈し、経済的な支援にもつなげたいというふうに考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

訪問がたくさん増えるのは、非常に大変な中、子育てをしているお母さんにとってはすごく心強いことだと思いますけれども、訪問回数が1回から2回になるということで、実際に訪問してくださる方が、こういった母子保健推進員さんが増えるだとかそういうことではなくて、同じ方が何回も行くということなんでしょうか。人数が増えるということではないですか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

現在、母子保健推進員さん、実際に動いてくださっている方37名みえまして、令和6年度に

は、母子保健推進員の養成講座を更に実施しまして、15名ほどを養成する予定であります。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

母子保健推進員さんも増やしていただいたと、増やしていただく予定ということで、ちょっと回数が増えるので、お一人への負担がちょっと増えるのかなって、ちょっと心配したんですけども、また大事な事業の一つだと思いますので、またしっかりお願いしたいのと、またさっきおむつ券を5,000円分ということでお話ありましたけれども、これは券、何かクーポン券みたいな感じになるんですかね。そこら辺何か決まってることあれば。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

クーポン券、おむつ券という形で、券のほうを作成したいというふうに考えております。

まだ協力店舗のほうも、今後開発のほうをさせていただきたいと思っておりますので、市内でおむつを取り扱っている店舗のほうに御協力のほうを依頼していく予定であります。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

一応、じゃあ市内で使えるクーポン券ということでよかったですか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

はい、そのとおりでございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。ありがとうございます。

続けて質問させていただいてもよろしいでしょうか。

同じく196ページの不妊治療費助成金のところでお伺いさせていただきたいと思います。

こちらも今年度拡充ということで、一般財源のほうから2,000万円という非常に有り難いこの助成の制度だと思いますけれども、ちょっとこちらのほうで何点かお伺いしたいと思います。

こちらの事業内容のところに、助成期間が無制限とありますけれども、この不妊治療というのは、例えば1年、2年で終わられる方もいらっしゃるかも分かんないんですけども、割と長く治療される方が多いというふうにちょっと思うんですけども、例えば10年間治療をしましていう場合でも、この無制限って書いてありますので、御自分たちがもうここまで頑張るっていうところまでは、この助成はしていただけるのでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川です。

助成期間に制限はありませんけれども、対象が保険適用の治療になっておりまして、一般不妊治療、特定不妊治療の保険適用というのが、特定不妊治療の保険適用は、開始時、治療開始時において女性の年齢が43歳未満であることというふうになっておりますので、保険適用外になられた治療につきましては、助成対象外となります。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。分かりました。

昨年までは2年間で5万円の助成ということでございましたけれども、この治療内容、対象となる治療内容が、前回とはちょっと違っているということで、かなり大きく広がったと思いますけれども、やはり昨年度までは対象の治療方法が限られていたということもあったので、やはり自己負担が増えた方も非常に多かったと思うんですけども、窓口に実際にこうやって相談というか、こういうの対象になりますかって相談があったときに、やはりこれは対象外ですってお断

りした例もあるんでしょうか。何件かはあるんでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

本年度につきましては、一般不妊治療が対象となっておりますので、医師が証明書のほうを発行していただいておりますので、医師のほうで治療というふうな判断をされたものについては、こちらのほうで申請書を受け取って、対応のほうをさせていただいております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。

今、不妊治療にも本当にたくさん治療方法があるというふうに、ちょっとお聞きしたことがあるんですけども、こうやって治療内容にもしっかり広げていただいたということで、また少子化にまた貢献していただく方が増えればいいなと思います。

今、分かっているところで、令和5年度、実際にどれぐらい申請があったか教えていただけますでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

令和5年度の実績は、2月末現在で申請者22件となっておりますけれども、治療が3月から2月までの1年間の分を申請していただきますので、3月末に申請者が増えます。毎年、例年増えておりますので、今後増えてくると考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。分かりました。

ちょうど今日は3月8日ということで、先週3月1日から8日までが女性の健康週間というこ

とで、広報の今月の3月号にも特集ページを掲載していただいています。本市におきましても、今回こういった不妊治療の助成だったりとか、またちょっと健康とはまたちょっと観点が違うかも分かんないんですけども、女性特有のがん検診のクーポンだったりとか、また、がん、女性特有のがんに対してのアピアランスケアの用品などしっかり手厚くしていただいていますので、特に男性に加えて女性もしっかりこのライフスタイルによって、すごく子育て期、またその後、また更年期とか、様々健康の面とか、様々悩まれる方もいらっしゃると思いますので、またそういったことも含めて、健康推進課のほうでもまた御相談があったときに対応していただけるように、また要望させていただきたいと思います。

以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

はい、よろしいでしょうか。

90、91ページ及び92、93ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

いいですかね。

96、97ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

はい、よろしいでしょうか。

それでは、これで質疑を終了し、議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案の福祉常任委員会所管分について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

全員賛成でございます。

よって、議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案の福祉常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 令和6年度清須市介護保険特別会計予算案について、説明をお願いします。

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長、寺社下でございます。

タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にさせていただき、令和6年度一般会計特別会計予算書及び説明書の156、157ページを御覧ください。

議案第3号 令和6年度清須市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

歳入になります。

1 款介護保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、本年度予算額11億7,238万円、1 節現年度分と2 節滞納繰越分でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、本年度予算額2万円、1 節総務管理手数料でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、本年度予算額8億8,003万9,000円、1 節現年度分と2 節過年度分でございます。

2 項国庫補助金、1 目事業費補助金、本年度予算額121万円、1 節事業費補助金でございます。

2 目調整交付金、本年度予算額1億4,161万9,000円、1 節現年度分でございます。

3 目地域支援事業交付金、本年度予算額6,216万1,000円、1 節現年度分と2 節過年度分でございます。

4 目保険者機能強化推進交付金、本年度予算額409万9,000円、1 節保険者機能強化推進交付金でございます。

5 目介護保険保険者努力支援交付金、本年度予算額529万4,000円、1 節介護保険保険者努力支援交付金でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、本年度予算額13億6,469万1,000円、1 節現年度分と158、159ページを御覧ください。2 節、過年度分でございます。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、本年度予算額7億1,837万8,000円、1 節現年度分と2 節過年度分でございます。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金、本年度予算額3,448万5,000円、1 節現年度分と2 節過年度分でございます。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額1,000円、1 節利

子及び配当金でございます。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 8 億 1, 3 3 1 万 1, 0 0 0 円、1 節職員給与費等繰入金から 4 節地域支援事業繰入金まででございます。

1 6 0、1 6 1 ページを御覧ください。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、本年度予算額 6, 8 0 6 万 7, 0 0 0 円、1 節介護給付費準備基金繰入金でございます。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額、窓口計上の 1, 0 0 0 円で、1 節繰越金でございます。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、本年度予算額、窓口計上の 1, 0 0 0 円でございます。

2 項雑入、1 目第三者納付金と 2 目返納金、本年度予算額、窓口計上の 1, 0 0 0 円です。

3 目雑入、本年度予算額 6 万 1, 0 0 0 円、1 節雑入、一般介護予防事業利用料と一般介護予防事業傷害保険精算金でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

1 6 2、1 6 3 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 9, 2 4 5 万円、1 節報酬から 1 8 節負担金、補助及び交付金まででございます。

説明欄 6 行目、高齢者福祉計画・介護保険事業計画費は、計画を推進するための委員会に要する費用を計上しております。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、本年度予算額 3 5 3 万 4, 0 0 0 円、1 0 節需用費から 1 2 節委託料まででございます。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、本年度予算額 6 5 6 万 1, 0 0 0 円、1 節報酬から 1 1 節役務費まででございます。

2 目認定調査等費、本年度予算額 1, 4 8 8 万 5, 0 0 0 円、1 0 節需用費から 1 2 節委託料まででございます。

1 6 4、1 6 5 ページを御覧ください。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、本年度予算額 2 1 万 3, 0 0 0 円、1 0 節需用費でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等費、1 目介護サービス等費、本年度予算額 4 6 億 4, 0

72万9,000円、18節負担金、補助及び交付金でございます。

2項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度予算額256万2,000円、12節委託料でございます。

3項高額介護サービス費、1目高額介護サービス費、本年度予算額1億4,912万7,000円、18節負担金、補助及び交付金でございます。

4項特定入所者介護サービス費、1目特定入所者介護サービス費、本年度予算額1億2,578万4,000円、18節負担金、補助及び交付金でございます。

166、167ページを御覧ください。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目サービス事業費、本年度予算額9,580万7,000円、11節役務費から18節負担金、補助及び交付金まででございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、本年度予算額1,172万1,000円、8節旅費から18節負担金、補助及び交付金まででございます。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、本年度予算額2,850万8,000円、1節報酬から13節使用料及び賃借料まででございます。

3項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費、本年度予算額8,438万5,000円、7節報償費から18節負担金、補助及び交付金まででございます。

2目任意事業費、本年度予算額631万8,000円、7節報償費から、168、169ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金まででございます。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度予算額23万円、12節委託料でございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金でございます。本年度予算額1,000円、窓口計上でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、本年度予算額200万円。

2目第1号被保険者還付加算金、本年度予算額1,000円。

3目償還金、本年度予算額3,000円。

いずれも22節償還金、利子及び割引料でございます。

170、171ページを御覧ください。

2項繰出金、1目一般会計繰出金は、窓口計上の1,000円、27節繰出金でございます。

6 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額 1 0 0 万円、2 8 節予備費でございます。

説明は、以上でございます。御審査よろしく願いいたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、ここでお昼の休憩に入ります。

再開は、午後 1 時 3 0 分といたします。よろしく願いいたします。

（ 時に午前 1 1 時 4 9 分 休憩 ）

（ 時に午後 1 時 3 4 分 再開 ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

永田市長。

市 長（永田 純夫君）

遅れて申し訳ございませんでした。

突然なことなんですけども、鳥山明先生がお亡くなりになられたということで、今、テレビ局の取材を受けておりましたけども、急性硬膜下血腫という病名だそうです。

本当に、D r . スランプやアラレちゃんで大活躍の先生で、世代を超えて、また国境を越えて御活躍で、またこれからもまだまだ御活躍をされる先生でありましたので、本当に残念でたまりませんけれども、この清須も 2 0 周年のロゴマークを手がけていただいて、本当に光栄でございました。

今日、早速、カプセルコーポレーション・トーキョーさんと、先ほど連絡を取りまして、今回のこのロゴマークの使用については、予定どおり使うと、使って結構ですという御連絡もいただいております。予定どおり使いながらですね、先生の御冥福を祈りながら使っていきたいというふうに思っております。

今はもうとにかく、聞いたばかりでございますので、先生の御冥福をお祈りするばかりでございますけども、またおいおい、また御報告することがあるかと思っておりますけども、よろしく願いしたいと思っております。

以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、委員会のほうを引き続き進めさせていただきたいと思っております。

それでは、議案第 3 号の質疑から開始いたします。

質疑のある方の挙手を求めます。

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

すみません。午前中に違うところで聞いてしまいまして、改めて聞かせていただきたいと思  
います。

主要施策の347ページのところの(2)の地域支援事業のイの一般介護予防事業のところの  
新規運動教室となっている地域介護予防活動支援事業費のところ、お伺いをさせていただき  
たいと思います。

先ほど、ちょっと午前中間違って言ってしまったんですけど、この新たな運動教室というのは、  
どういった事業をされていくのか教えていただけますでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

この教室は、継続でない単発の教室を予定しておりまして、運動のきっかけづくりですか、  
地域で教室を実施する際の協力者の発掘を目的としてやっていく教室となっております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

じゃあ、今行われているいこまいか教室とかやろまいか教室とは、またちょっと種類が違う教  
室ということでよろしいでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課、寺社下です。

いこまいか教室は、地域で今、実際に行っている椅子に座って行う軽い運動です。やろまいか  
教室は、広いところで体を動かしながら、強度としては強い教室なんですけれども、今回計画す

るちょこいこ教室という名前なんですけれども、これは、参加していただいた際には、実際今実施しているいこまいか教室なども体験はしていただくんですけれども、フレイル予防の必要性ですとか、あと現在市がやっているその教室の説明ですとか、あと今実際いこまいか教室を実施して支えていただいているお世話役の方々のことですとか、あと御自分のお住まいの地域で何ができるのかというようなこととかを実際一緒に考えていただいて、その中で、今後いこまいか教室やサロン活動ですとか自主活動などに実際に実施していただくことに向けて支援をしていただくための教室ということで考えております。

以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

じゃあ、1年間という期間なんですか、一応は。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

1年間継続するというよりは、単発でいろいろな施設をお借りして、このちょこいこ教室を実施していくという予定です。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

すみません。これは、いこまいか教室とかは、割と年齢層が高い方が、65歳以上の方対象に、それより若い方もいらっしゃる方も参加されている方もいらっしゃいますけど、このちょこいこ教室というのは、割と年齢は関係なく、どちらかというところいったいこまいかとか、やろまいか教室を支えてくださる側の方の教室ということで、考えていけばよろしいでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

委員のおっしゃられるとおり、いこまいか教室は、平均年齢が約80歳と年齢層も高くなっていますので、このちょこいこ教室は、是非そういう方たちを支えていただいたり、運動教室を展開していただくというところで、若い、比較的年齢の若い方に御参加いただけたらいいなというふうに考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

はい、土本です。

是非また新しい事業の一つだと思いますので、地域にもたくさんお世話係、お世話役さんできそうな方たくさんいらっしゃると思いますので、是非広く広めていただいて、地域のこういった体操教室のまた支えになっていただければと思いますので、また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

私からは、以上です。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

ほかによろしいでしょうか。

岡山委員。

岡山 克彦委員

163ページのですね認定調査等費、これ認定調査等費からですね、160万減額となっていますけど、これ後期高齢者が増えて認定者数も増えている中で、これ申請の対応、これはどのようになっていますでしょうか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

認定者の方の数は増えてはいるんですけども、会計年度任用職員の方を採用したことによって、市職員による認定調査を増やすことができましたので、調査を事業所へ委託する数を減らすことができましたので、昨年度に比べて減額をさせていただいております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

岡山委員。

岡山 克彦委員

岡山です。ありがとうございます。

会計年度職員の採用、これ何名採用されました。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

調査員の方は、今現在は6名採用させていただいております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

岡山委員。

岡山 克彦委員

はい、ありがとうございます。

先ほどの説明でですね、認定調査数が減ったのではなくて、事業収入の委託数が減ったという格好で減額になったと理解します。ありがとうございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

よろしいでしょうか。

岡山委員。

岡山 克彦委員

すみません。もう1個ありました。

167ページのですね、地域包括センター費、これ地域包括センターの運営がですね、増額となっていますけど、令和4年度に2か所となり、相談数などはどうなっていますか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課、寺社下です。

包括支援センターが令和4年度から2か所になりまして、令和4年度の相談件数は、令和3年度に比べて約1.5倍に増えております。令和5年度につきましても、今年度につきましても、

令和4年度より増加する見込みで、困難ケースなどに関する相談も増えております。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

岡山委員。

岡山 克彦委員

岡山です。

相談数も増えているということで、職員数を増やすという取組でいいですか。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課、寺社下です。

委員のおっしゃられるとおり、職員を増員しまして、相談支援体制の強化を図ってまいります。

以上でございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

岡山委員。

岡山 克彦委員

はい、岡山です。どうもありがとうございます。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

では、よろしいでしょうか。

これで質疑を終了し、議案第3号 令和6年度清須市介護保険特別会計予算案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

全員賛成でございます。

よって、議案第3号 令和6年度清須市介護保険特別会計予算案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、清須市税条例等の一部を改正する条例案の健康福祉部所管分について説明をお願いします。

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下です。

議案第12号の説明をいたします。

タブレットのmoreNOTEを2画面表示でお願いいたします。

令和6年3月清須市議会定例会市長提出議案等の17ページと、市長提出議案等説明資料の同じく17ページを御覧ください。

議案第12号

清須市税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、納税者等の利便性を向上するため、市民税等の減免の申請期限を変更する必要があるからです。

議案等の18ページを御覧ください。

清須市税条例等の一部を改正する条例案

清須市税条例等の一部を改正する条例

健康福祉部所管分の改正内容を御説明します。

説明資料の17ページに目を移していただき、三つ目の丸を御覧ください。

減免の申請期限の変更になります。

納税者等の利便性の向上を図るため、清須市介護保険条例第11条第2項における保険料の減免の申請期限を、納期限の7日前までから納期限までに改正するものです。

附則になります。

第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

第2項は、改定に関する経過措置の規定になります。

説明は、以上となります。御審査よろしくお願いいたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

( 「なし」の声あり )

福祉常任委員会副委員長 (浅妻 奈々子君)

これで質疑を終了し、議案第12号 清須市税条例等の一部を改正する条例案の福祉常任委員会所管分について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会副委員長 (浅妻 奈々子君)

全員賛成でございます。

よって、議案第12号、清須市税条例等の一部を改正する条例案の福祉常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長 (鈴木 許行君)

社会福祉課長、鈴木です。

議案第17号について説明いたします。

提出議案等37ページと説明資料の22ページを御覧ください。

議案第17号

清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

議案等の38ページを御覧ください。

清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容を説明します。

説明資料の 22 ページ、三つ目の丸を御覧ください。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、第 5 条及び第 7 条中における引用条項、法第 77 条第 3 項を法第 77 条第 5 項へと整理するものです。

附則になります。

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

説明は、以上になります。御審査よろしくお願いたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

よろしいですね。

これで質疑を終了し、議案第 17 号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

全員賛成でございます。

よって、議案第 17 号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 18 号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下です。

次に、議案第 18 号の説明をいたします。

議案等の 39 ページと説明資料の 23 ページを御覧ください。

## 議案第18号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

### 提案理由

この案を提出するのは、介護保険法に基づく第9期介護保険事業計画を実施するため、介護保険料の額を改定する必要があるからです。

議案等の40ページを御覧ください。

清須市介護保険条例の一部を改正する条例案

清須市介護保険条例の一部を改正する条例

清須市介護保険条例の一部を次のように改正する。

改正の内容を御説明します。

説明資料の23ページに目を移していただき、三つ目の丸の介護保険料を御覧ください。

第8期と今回第9期における介護保険料の所得別段階表の比較一覧になります。

今回の改正では、国基準の所得別段階が9段階から13段階に変更になったことから、市民税課税の合計所得金額についても、第9段階以降が変更となります。

本市の第9期介護保険事業計画の所得別段階は、国基準と同様に第5段階を基準段階とし、所得の低い段階である第1段階から第3段階については、第8期計画と比較すると、第1段階の割合と年額は基準段階の1に対して、括弧内の軽減前では第8期の0.5を乗じた3万5,600円に対し、第9期では0.455を乗じた3万2,400円、第2段階の割合と年額では0.7を乗じた4万9,800円に対して、第9期では0.685を乗じた4万8,800円。第3段階の割合と年額では0.75を乗じた5万3,400円に対して、第9期では0.69を乗じた4万9,100円の金額が本来の年額保険料となりますが、更なる軽減を図るために一般会計から充当することで、第1段階では割合を0.455から0.285とし、金額を2万300円、第2段階では割合を0.685から0.485とし、金額を3万4,500円、第3段階では割合を0.69から0.685とし、金額を4万8,800円とします。

反対に、所得の高い第10段階以上の方に対する割合については、基準段階の1に対して、第10段階では第8期の1.8から1.9、第11段階では1.9から2.1とし、また、特に第12段階以上の方の割合については2.0を2.3から2.6までの範囲で細分化を図り、全体

を15段階とします。

四つ目の丸を御覧ください。

第9期の介護保険料については、(1)から(3)に記載があるように、第5段階の保険料基準額については、前8期介護保険事業計画から据え置き、第1段階から第3段階までの低所得の保険料を更なる軽減を図りました。

附則になります。

第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

第2項は、介護保険料の改定に関する経過措置の規定です。

説明は、以上となります。御審査よろしくお願いたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

ないようですので、質疑を終了し、議案第18号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

全員賛成でございます。

よって、議案第18号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下です。

議案第19号の説明をいたします。

議案等の43ページと説明資料の24ページを御覧ください。

議案第19号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるからです。

議案等の44ページを御覧ください。

清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

主な改正の内容を御説明いたします。

説明資料の24ページに目を移していただき、三つ目の丸を御覧ください。

一つ目は、事業所の管理者が兼務することができる範囲の緩和です。こちらは、事業所の管理者が兼務することができる範囲の条件から、兼務先のほかの事業所が同一敷地内にあることという条件を外し、管理者の兼務の制限を緩和するものです。

二つ目は、事業所に係る重要事項の書面掲示の義務付けの見直しです。こちらは、利用者のサービスの選択に資する重要事項について、現在求められている事業所に書面を提示すること又は縦覧させることに加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことを追加するもので、デジタル化を図る趣旨の改正となります。

三つ目は、指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る基準の追加です。こちらは、身体的拘束等の適正化を図るための措置を図ること、サービスの利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期に開催することを事業者に新たに求めるものです。

四つ目は、事業者が定める協力医療機関等に係る基準の追加です。こちらは、協力医療機関の

要件として、利用者の病状の急変時等における相談体制等の常時確保及び感染症発生時の対応についての協議又は取り決めの実施などを事業者に新たに求めるものです。

五つ目は、地域密着型特定施設従業者の配置基準の緩和の特例の創設です。こちらは、先ほどの三つ目のところで申し上げましたサービスの利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期開催などの要件を満たしている場合に適用される要介護者及び要支援者に対して、看護、介護を行う職員の配置人数の基準についての特例を定めるものです。

また、今回の改正については、厚生労働省が定める基準省令に沿った内容のものとなります。附則になります。

第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。ただし、第34条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日からの施行となります。

第2項、第3項については、経過措置及びそれに係る読み替え規定となります。

説明は、以上となります。御審査よろしくお願いいたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

これで質疑を終了し、議案第19号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

全員賛成でございます。

よって、議案第19号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下です。

議案第20号を説明いたします。

議案等の55ページ、説明資料の25ページをお願いいたします。

議案第20号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるからです。

議案等の56ページを御覧ください。

清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

主な改正の内容を御説明します。

説明資料の25ページに目を移していただき、三つ目の丸を御覧ください。

一つ目は、事業所の管理者が兼務することができる範囲の緩和です。こちらは、先ほどの条例

改正と同内容のもので、事業所の管理者が兼務することができる範囲の条件から、兼務先の他の事業所が同一敷地内にあることという条件を外し、管理者の兼務の制限を緩和するものです。

二つ目は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に係る重要事項の書面掲示の義務付けの見直しです。こちらも先ほどの条例改正と同内容のもので、利用者のサービスの選択に資する重要事項について、現在求められている事業所に書面を掲示すること又は縦覧させることに加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことを追加するものです。

三つ目は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る基準の追加です。こちらも先ほどの条例改正と同内容のもので、身体的拘束等の適正化を図るための措置を図ること、サービスの利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催することを事業者に新たに求めるものです。

四つ目は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が定める協力医療機関等に係る基準の追加です。こちらも先ほどの条例改正と同内容のもので、協力医療機関の要件として、利用者の病状の急変時等における相談体制等の常時確保及び感染症発生時の対応についての協議又は取り決めの実施などを事業者に新たに求めるものです。

また、今回の改正については、厚生労働省が定める基準省令に沿った内容のものとなります。附則になります。

第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。ただし、第32条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日からの施行となります。

第2項、第3項については、経過措置及びそれに係る読み替え規定となります。

説明は、以上となります。御審査よろしくお願いたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

これで質疑を終了し、議案第20号、清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

全員賛成でございます。

よって、議案第20号、清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下です。

次に、議案第21号の説明になります。

議案等の61ページと説明資料の26ページを御覧ください。

議案第21号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるからです。

議案等の62ページを御覧ください。

清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

主な改正の内容を御説明いたします。

説明資料の26ページに目を移していただき、三つ目の丸を御覧ください。

一つ目は、指定介護予防支援事業所の人員配置基準の見直しです。こちらは現状、事業所に1人以上の担当職員及び1人以上の専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこととする人員配置基準について、事業所の設置者が地域包括支援センターの場合は現状と同様の基準とし、設置者が指定居宅支援事業者の場合は1人以上の介護支援専門員及び1人以上の専らその職務に従事する主任介護支援専門員の管理者を置くこととするよう見直しを行うものです。

二つ目は、交通費の請求に係る規定の新設です。

条例改正後において、事業者が通常の事業の実施地域以外の地域でサービスを提供したときは、あらかじめ利用者又はその家族の同意を得た上で、その移動に係る交通費を請求することができるようになります。

三つ目は、指定介護予防支援事業所に係る重要事項の書面掲示の義務付けの見直しです。

こちらは、先ほどの条例改正案と同内容のもので、利用者のサービスの選択に資する重要事項について、現在求められている事業所に書面を掲示すること又は縦覧させることに加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことを追加するものです。

四つ目は、担当職員が行う面接の方法の緩和です。

こちらは、現状面接につきましては、1期間、3か月に1回、サービスの利用者の居宅を訪問して行う必要がありましたが、改正後は、3か月に1回面接を行うことに変更はありませんが、訪問が求められるのは2期間、6か月に1回となり、訪問しない期間は、主治医等の合意を得た上で、テレビ電話などで活用して行うことが認められることとなります。

附則になります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。ただし、第24条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行するものです。

説明は、以上となります。御審査よろしくお願いたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

これで質疑を終了し、議案第21号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

＜ 挙 手 全 員 ＞

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

全員賛成でございます。

よって、議案第21号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下です。

議案第22号の説明をいたします。

議案等の67ページと説明資料の27ページを御覧ください。

議案第22号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるからです。

議案等の68ページを御覧ください。

清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例

清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のよう  
に改正する。

主な改正の内容を御説明いたします。

説明資料の27ページに目を移していただき、三つ目の丸を御覧ください。

一つ目は、介護支援専門員の配置基準の緩和です。

こちらは、現状要介護者又は要支援者35人に対し1人の配置基準について、要支援者の人数  
については3分の1を乗じて計算するようにすること、配置基準を44人に対して1人といった  
緩和を行うものとなっております。

二つ目は、指定居宅介護支援事業所の管理者が兼務することができる範囲の緩和です。

こちらは、先ほどの条例改正案と同内容のもので、事業所の管理者が兼務することができる範  
囲の条件から、兼務先のほかの事業所が同一敷地内にあることという条件を外し、管理者の兼務  
の制限を緩和するものです。

三つ目は、サービスに係る説明義務の緩和です。

こちらは、前6か月に作成した居宅サービス計画に基づくサービスの利用割合等について説明  
し、理解を得ることを、事業者の負担軽減を図る観点から、義務から努力義務へと緩和するもの  
です。

四つ目は、介護支援専門員が行う面接の方法の緩和です。

先ほどの条例改正案でも面接方法の緩和がありましたが、こちらの事業では、現状、面接につ  
きましては、一月に1回、サービスの利用者の居宅を訪問して行う必要がありましたが、改正後  
は、1か月に1回面接を行うことに変更はありませんが、訪問が求められるのは2か月に1回と  
なり、訪問しない月は、主治医等の合意を得た上で、テレビ電話などで活用して行うことが認め  
られることとなります。

五つ目は、指定居宅介護支援事業所に係る重要事項の書面掲示の義務付けの見直しです。

こちらは、先ほどの条例改正案と同内容のもので、利用者のサービスの選択に資する重要事項  
について、現在求められている事業所に書面を掲示すること又は縦覧させることに加え、インタ  
ーネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことを追加するものです。

附則になります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。ただし、第25条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行するものです。

説明は、以上となります。御審査よろしくお願ひいたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

これで質疑を終了し、議案第22号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

全員賛成でございます。

よって、議案第22号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、説明をお願いいたします。

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下でございます。

議案第23号の説明をいたします。

議案等の71ページと説明資料の28ページをお願いいたします。

議案第23号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

## 提案理由

この案を提出するのは、事務事業の見直しに伴い、個人番号を独自に利用することができる事務から老人の住宅改善費に対する補助金の交付に関する事務を削除するため必要があるからです。

議案等の72ページを御覧ください。

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容を御説明します。

説明資料の28ページに目を移していただき、三つ目の丸を御覧ください。

老人の住宅改善費に対する補助金の交付に関する事務については、個人番号を独自に利用することができる事務とするため、条例に規定しておりましたが、当該補助事務を廃止することになりましたので、条例別表第1及び別表第2関係において、当該補助事務に関わる項目を削除するものになります。

附則になります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

説明は、以上となります。御審査よろしくお願いいたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

これで質疑を終了し、議案第23号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

全員賛成でございます。

よって、議案第23号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、説明をお願いします。

吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長、吉野でございます。

議案第24号について御説明いたします。

提出議案等の73ページと説明資料の29ページを御覧ください。

議案第24号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設に係る重要事項の書面掲示の義務付け等の見直しを行う必要があるからです。

提出議案等の74ページを御覧ください。

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

主な改正の内容について御説明いたします。

第23条につきましては、特定教育・保育施設の重要事項の書面掲示の義務の見直しを行うもので、施設の見やすい場所に書面掲示することに加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものです。

第53条では、第2項第2号中の磁気ディスク及びシー・ディー・ROM等の使用による記録の交付について、技術の中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、文言の適正化を図るものです。

なお、この一部改正につきましては、参酌すべき基準である国の基準府令が改正されたことによるものです。

附則です。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第53条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行するものです。

説明は、以上です。御審査よろしく願いいたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

これで質疑を終了し、議案第24号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

全員賛成でございます。

よって議案第24号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川です。

議案第25号について、御説明いたします。

議案等の75ページと説明資料の30ページを御覧ください。

議案第25号 清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、清須市清洲保健センターを廃止するため必要があるからです。

議案等の76ページを御覧ください。

清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容を御説明します。

説明資料の30ページに目を移していただき、三つ目の丸を御覧ください。

清洲保健センターの廃止に伴い、第3条の表において、清須市清洲保健センターの項を削る改正です。

附則になります。

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

説明は、以上です。御審査よろしく願いいたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

これで質疑を終了し、議案第25号 清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

全員賛成でございます。

よって、議案第25号 清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第9号）案の健康福祉部所管分について説明をお願いいたします。

吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長、吉野でございます。

議案第32号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第9号）案のうち、健康福祉部所管分につきまして、私のほうから一括で朗読説明させていただきます。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にさせていただき、令和5年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の5ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正、追加の表でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、物価高騰緊急支援給付金（定額減税補足給付金）事業で、5億2,750万4,000円です。

定額減税の満額を減税しきれない方に、令和6年度に給付金を支払う必要があるため、令和6年度に繰り越ししようとするものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルス予防接種事業で、169万8,000円です。

令和5年度末に新型コロナワクチンの特例臨時接種は終了いたしますが、令和5年度に実施したワクチン接種費用の支払いや医薬材料等の処分をする必要があるため、令和6年度に繰り越ししようとするものです。

一番下の段、第2表繰越明許費補正変更の表です。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、物価高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯等給付金）事業で、1億36万3,000円を、2億6,855万1,000円に変更するものです。

令和5年度の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯、加えて子ども加算分について、継続して給付金を支払うとともに、令和6年度に新たに対象となった世帯に、先ほどと同様、令和6年度に給付金を支払う必要があるため、令和6年度に繰り越ししようとするものです。

6 ページを御覧ください。

第3表地方債補正です。起債の目的及び限度額です。

社会福祉施設整備事業、補正前限度額2億9,000万円、補正後限度額2億5,400万円。3,600万円の減額は、清洲総合福祉センター大規模改修工事及び西枇杷島福祉センターのエレベーター改修工事の費用の額が確定したことによるものでございます。

続いて、歳入です。

12、13 ページを御覧ください。

13 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金、補正額41万9,000円の減額、1 節社会福祉負担金です。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正額8,368万9,000円の減額、1 節社会福祉費負担金と2 節児童福祉費負担金です。

2 目衛生費国庫負担金、補正額55万5,000円の増額、1 節保健衛生費負担金です。

14、15 ページを御覧ください。

上段です。2 項国庫補助金、3 目衛生費国庫補助金、補正額1,208万4,000円の減額、1 節保健衛生費補助金です。

16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、補正額2,110万2,000円の減額、1 節社会福祉費負担金のうち、健康福祉部所管は、説明欄2 行目の障害者医療費負担金と2 節児童福祉費負担金です。

2 項県補助金、3 目衛生費県補助金、補正額27万円の減額、1 節保健衛生費補助金です。

18、19 ページを御覧ください。

2 段目です。21 款諸収入、5 項雑入、2 目雑入、補正額1億9,993万4,000円の減額、4 節衛生費雑入のうち、健康福祉部所管は、説明欄1 行目の成人健康診査等受診者負担金です。

22 款市債、1 項市債、1 目民生債、補正額3,600万円の減額、1 節社会福祉債です。

続きまして、歳入になります。

22、23 ページを御覧ください。

すみません、歳出です。続きまして、歳出になります。22、23 ページを御覧ください。

一番下の段でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正額7億8,402万3,000円の

増額、10節需用費から27節繰出金までで、そのうち健康福祉部所管は、説明欄3行目の後期高齢者医療特別会計繰出金から、24、25ページを御覧ください。説明欄、5行目の定額減税補足給付金給付費までです。

主なものは、令和6年度非課税世帯等分と非課税世帯等こども加算分の物価高騰緊急支援給付金に係る事務費及び給付費並びに定額減税補足給付金に係る事務費及び給付費の新規計上です。

2目障害者福祉費、補正額4,092万2,000円の減額、12節委託料から19節扶助費までです。自立支援医療費の利用者数が当初の見込みより下回ったための減額と、障害者相談支援事業に関する委託料の増額です。

3目高齢者福祉費、補正額577万1,000円の減額、18節負担金、補助及び交付金と19節扶助費です。養護老人ホーム入所者数が当初見込みを下回ったためです。

5目社会福祉施設費、補正額5,319万7,000円の減額、10節需用費から14節工事請負費です。主なものは、清洲総合福祉センター大規模改修工事などの入札差金の減額です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額7,311万円の減額、18節負担金、補助及び交付金と19節扶助費です。

説明欄の上から2行目、施設型給付費3,500万円の減額です。これは、令和4年度、5年度のゆめのもりこどもえんに対する給付費額において、定員超過による過大支給が判明したため、事業費に返還を求めるとともに、令和5年度分の給付費について、適正な定員の給付費額に訂正することによる減額です。それに合わせて、歳入の国庫負担金1,750万円と、県負担金875万円を減額するものです。

また、令和4年度分の過大支給につきましては、令和6年度に事務手続を進め、国と県から負担金の返還額が決定されたところで、今回と同様、事業者に返還を求めるとともに、補正予算対応を行う予定です。

2目母子福祉費、補正額569万円の減額、19節扶助費です。主なものは、児童扶養手当の減額で、対象児童数が当初の見込みより下回ったためです。

3目保育所費、補正額1,939万6,000円の減額、10節需用費と14節工事請負費です。主なものは、保育園空調工事の入札差金の減額です。

26、27ページを御覧ください。

一番上の段でございます。4目児童館費、補正額113万3,000円の減額、12節委託料で、星の宮児童センター改修工事基本設計業務の入札差金です。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、補正額 2, 1 5 0 万 1, 0 0 0 円の減額、1 2 節委託料から 1 9 節扶助費までです。

主なものは、がん検診費で、検診受診者が当初見込みより下回ったものと、新型コロナウイルス予防接種支援事業補助金は、一定の条件を満たしてワクチン接種を実施した医療機関への補助するものですが、接種数が当初見込みより下回ったことによる減額です。

令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 9 号）案、健康福祉部所管分につきましては、以上でございます。御審査よろしくお願いいたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

ないようですので、質疑を終了し、議案第 3 2 号 令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 9 号）案の福祉常任委員会所管分について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

全員賛成でございます。

よって、議案第 3 2 号 令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 9 号）案の福祉常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 3 4 号 令和 5 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案について説明をお願いいたします。

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下でございます。

同じくタブレットの more NOTE を 1 画面表示にさせていただき、令和 5 年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の 6 2、6 3 ページを御覧ください。

議案第 3 4 号について御説明いたします。

はじめに、歳入になります。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、補正額 2 2 万 9, 0 0 0 円の増額、1 節利子及び配当金です。介護給付費準備基金の預金利子です。

9 款諸収入、2 項雑入、3 目雑入、補正額 9 2 0 万円の増額、1 節雑入です。

これは認知症、先ほど、すみません。9 2 万円の増額、1 節雑入です。

これは、認知症初期集中支援推進事業の委託業務に関する事業者からの返還を受けるものです。

6 4、6 5 ページを御覧ください。

次は、歳出になります。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、補正額 4 3 万 9, 0 0 0 円の増額、2 4 節積立金です。介護給付費準備基金の利子等を基金に積み立てるものです。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、補正額 5 3 万 3, 0 0 0 円、2 2 節償還金、利子及び割引料です。

これは、先ほど説明しました認知症初期集中支援推進事業について、委託事業者から返還を受け、国、県に返還するものです。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、補正額 1 7 万 7, 0 0 0 円、2 7 節繰出金です。

これも同じく、認知症初期集中支援推進事業委託業務に係る返還金も、市の一般会計に返還するものです。

説明は、以上でございます。御審査よろしくお願いたします。

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

これで質疑を終了し、議案第 3 4 号 令和 5 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

全員賛成でございます。

よって、議案第 3 4 号 令和 5 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案については、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、発議第1号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者である飛永議員、発言席に移動をお願いいたします。

なお、既に本会議において朗読説明をしていただいておりますので、委員会での朗読は省略いたします。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

これで質疑を終了します。

飛永議員、お疲れさまでした。控え席へお戻りください。

それでは、発議第1号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

全員賛成でございます。

よって、発議第1号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉常任委員会に付託された議案等についての審査は、終了いたしました。

なお、従来どおり、常任委員会の閉会中の継続審査を議長に申し出ることに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

御異議はございませんので、閉会中の継続審査の申出書を議長に提出いたします。

また、委員長報告につきましては、副委員長に一任していただくことに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

福祉常任委員会副委員長（浅妻 奈々子君）

御異議はございませんので、そのように決定します。

これをもちまして、福祉常任委員会を閉会いたします。

2日間にわたる審査、お疲れさまでした。

( 時に午後 2時44分 閉会 )

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和6年3月8日

福祉常任委員会委員長 山 内 徳 彦